



静岡県行財政改革大綱実施計画 (集中改革プラン)

平成18年3月
静岡県

目 次

1 改革の進め方	1
2 具体的な取組	2
1．新公共経営（NPM）の一層の推進	
(1) 新公共経営（NPM）による行政の生産性の向上	2
(2) 部局横断的なマネジメント機能の充実	2
(3) 業務棚卸表を活用した行政評価の推進	2
(4) 全職員による業務の不断の見直し	3
2．簡素で効率的な組織の構築	
(1) 行政組織の一層の効率化	4
(2) 職員数の適正な管理	6
(3) 外郭団体等の改革	7
(4) 電子県庁の一層の推進	10
3．県民参加と民間能力の活用	
(1) 県民参加による行政の推進	12
(2) 新たな制度の活用	12
(3) 事務の集中化と民間委託の拡大	15
4．県民サービスの向上	
(1) 県民本位で質の高いサービスの提供	16
(2) 窓口サービスの利便性の向上	16
(3) 行政手続の簡素化	16
(4) 県有施設におけるサービスの充実	16
5．市町村合併の推進と広域連合の設置	
(1) 市町村合併の推進	18
(2) 市町への権限移譲の推進	18
(3) 新型政令指定都市実現に向けた取組	18
(4) 市町、県を通じた行政執行体制の整備	19
6．人材の育成と人事給与制度改革	
(1) 分権時代の行政を担う人材の育成	20
(2) 人事給与制度改革	21
7．健全財政の枠組みの堅持	
(1) 取組方針	23
(2) 歳出のスリム化	23
(3) 歳入の確保	25
(4) 財政状況等の公表	26

参考資料

(資料1) 静岡県行財政改革大綱(平成15年3月改定)の概要	27
(資料2) 業務棚卸表(例)	28
(資料3) ひとり1改革運動の概要	32
(資料4) 「出先機関の見直しについて」(平成16年10月)の概要	36
(資料5) 「試験研究機関見直しの基本的な方針」(平成17年12月)の概要	37
(資料6) 静岡県公立大学法人定款及び静岡県公立大学法人評価委員会の概要	41
(資料7) 静岡県企業局中期経営計画(平成18年3月)の概要	42
(資料8) 警察署再編整備計画(平成17年11月)の概要	44
(資料9) 職員数の状況	45
(資料10) 外郭団体改革計画(平成14年3月策定)の概要	48
(資料11) 外郭団体等の改革対象団体一覧	49
(資料12) 外郭団体の今後の取組	50
(資料13) 行政手続のオンライン化	53
(資料14) 民間能力活用手法の比較	55
(資料15) PFIの概要	57
(資料16) 指定管理者制度の概要	59
(資料17) 市場化テストの概要	61
(資料18) 地方独立行政法人制度の概要	63
(資料19) 指定管理者制度へ移行する公の施設	65
(資料20) 公の施設の在り方の検討	67
(資料21) 県直営の公の施設(在り方の検討状況)	69
(資料22) 指定管理者による管理の状況に関する評価の事例	72
(資料23) 民間委託による定員削減の主な事例	74
(資料24) 総務事務センターの概要	75
(資料25) 県民サービス向上プラン(平成13年3月)の概要	76
(資料26) 静岡県市町村合併推進構想(平成18年3月)の概要	77
(資料27) 新静岡県市町村合併支援プラン(平成18年3月)の概要	79
(資料28) 市町村合併の状況	80
(資料29) 静岡県地方税一元化構想	81
(資料30) 人材育成基本方針(平成13年4月)の概要	86
(資料31) 静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムの概要	88
(資料32) 職員公募制度一覧	90
(資料33) 財政の中期見通しと健全化への取組	91
(資料34) 静岡県の財政状況	98

市町村合併の進展や2つの政令指定都市の誕生後、県を含めたすべての地方公共団体は、より効率的な体制で、県民との協働などによる新たな価値を創造することが求められる時代を迎える。

このような「県内自治構造新時代」に対応するため、静岡県は、これまでの改革の実績を踏まえ、「生産性の高い行政運営」による「県民満足度の向上」を目指す。

このため、静岡県行財政改革大綱（平成15年3月改定）（資料1）に示した改革の内容と新たな取組について実施計画を策定し、更なる改革を平成17年度から21年度までの5年間で集中的に実施する。

1 改革の進め方

（1）新公共経営（NPM）の一層の推進

成果を重視した効率的で質の高い、県民本位の行政運営が展開できるよう、目的指向型行政運営である新公共経営（NPM）を一層推進する。

（2）簡素で効率的な組織の構築

県が担うべき広域的課題に戦略的に取り組めるよう、簡素で効率的な組織を構築する。

行政組織の一層の効率化

職員数の適正な管理

（この計画に掲げる内容を具体化した場合の職員数の試算：5年間で約3,000人、7%減員）

外郭団体等の改革

（3）県民参加と民間能力の活用

県民参加型の行政を目指すとともに、意欲と能力を備えた多様な主体との協働や新たな制度等による民間能力の活用を推進する。

（4）県民サービスの向上

情報技術の進歩や行政サービスの民間開放などの環境の変化に対応した業務の見直しを行うことにより、県民本位で質の高い行政サービスを提供する。

（5）市町村合併の推進と広域連合の設置

市町が住民に身近な業務を総合的に行えるよう、市町村合併や権限移譲を推進するとともに、広域連合の設置など市町との連携と協働に取り組む。

（6）人材の育成と人事給与制度改革

地方分権の進展に伴い、県の果たす役割が変化する中で、職員の意欲・能力を活かす人材の育成を図り、能力・実績を重視した人事給与制度を構築する。

（7）健全財政の枠組みの堅持

持続可能な財政運営を確保するため、歳入歳出構造の改革により歳出のスリム化と歳入確保を図り、健全財政の枠組みを堅持する。

2 具体的な取組

1. 新公共経営（NPM）の一層の推進

(1) 新公共経営（NPM）による行政の生産性の向上

目指すべき県民生活の姿と具体的な目標を明確に掲げ、「県民くらし満足度日本一」の実現に取り組むことを県政運営の基本とする。このため、総合計画に沿って施策を計画的に推進する。

その際、県民を公共サービスのお客様として大切にすること、数値目標の設定と行政評価、フラットな組織、市場メカニズムの活用などを特徴とする新公共経営（NPM）に積極的に取り組み、市町とも連携し、一層の行政の生産性の向上を図る。

NPM：新公共経営 New Public Management

(2) 部局横断的なマネジメント機能の充実

戦略展開による政策の重点化

総合計画に掲げる目的・目標を実現するため、知事方針に基づく部局長方針書により施策を具体化させる「戦略展開」の仕組みを活用するなど、政策や資源配分の重点化を図る。

トップマネジメント体制の検討

特別職としての出納長制度の見直しなど、地方公共団体の長を支えるトップマネジメント体制に関する国における検討の動向を踏まえ、民間企業における迅速な意思決定と業務執行の仕組みを参考にしながら、部局横断的な行政運営について検討する。

(3) 業務棚卸表を活用した行政評価の推進

行政評価の定着

平成9年度から作成している「業務棚卸表」（資料2）により、総合計画に掲げる目的とその手段の体系を明確にするとともに、目標とその達成状況、投入する資源を明らかにし、行政評価を実施している。

業務棚卸表を活用した行政評価に基づき、計画（Plan）実施（Do）評価（Check）改善（Action）の行政運営サイクルを着実に繰り返し、常に施策や事務事業の見直しを行うことで行政の生産性を向上させる。

この仕組みを組織の体質として定着させ、これまで以上に機能させるよう、行政評価の質の向上を図りつつ、行政評価に係る規程を明確化する。

NPM手法による予算編成

効率的で県民満足度の高い行政サービスを創出するため、全国で初めて本格的なNPM手法を予算編成に導入してきたところであり、業務棚卸表を活用した行政評価を

反映した成果重視型の戦略予算を編成する。

NPM（新公共経営）手法による予算編成

Plan（計画） 当初予算（当該年度） 業務棚卸表（年間執行計画）作成

Do（実施） 事業実施

Check（評価） 業務棚卸表を活用した行政評価

Action（改善） 評価結果を次年度の当初予算編成に反映

Plan（計画） 当初予算（次年度） 業務棚卸表（年間執行計画）作成

（４）全職員による業務の不断の見直し

ひとり1改革運動

「早く、ムダなく、いい仕事」をスローガンに、職員一人ひとりが身近なところから改革を実践する「ひとり1改革運動」を推進し、職員が日常的に自ら考え行動する組織風土を醸成する。

毎年の取組件数1万件以上を目指すとともに、経費や時間の縮減、県民サービスの向上など、質の高い改革・改善を追求する。（資料3）

（参考）ひとり1改革運動の取組件数

年度	10	11	12	13	14	15	16	17	累計	年間目標
改革成果	3,397	2,617	2,647	4,739	5,633	5,630	8,492	11,256	44,411	9,000
提案	1,956	2,850	4,590	3,266	2,215	1,480	1,295	1,136	18,788	1,000
計	5,353	5,467	7,237	8,005	7,848	7,110	9,787	12,392	63,199	10,000

改革成果：自ら改革を行い、その成果を報告する。

提案：自らの所属では解決できない課題の解決策を提案する。

NPM研修

職員が総合計画（戦略計画書）と業務棚卸表（単年度の実施計画書）を一体のものとして理解し、新公共経営の考え方や業務棚卸表を活用する行政評価の手法を習熟するためのNPM研修を一層充実することで、PDCAサイクルを着実に繰り返し、施策や事務事業を不断に見直す行政運営を組織の体質として定着させる。

2. 簡素で効率的な組織の構築

(1) 行政組織の一層の効率化

本庁組織

市町村合併に対応し、県が戦略的に取り組むべき広域的課題や行政需要の変化に的確に対応できるよう、次の視点で本庁組織の在り方を検討する。

- ・簡素で効率的な組織
- ・国の省庁に対応する縦割り組織を改めることによる主体的な行政運営
- ・経営管理機能の集約・強化による機動的な行政運営 等

また、迅速性、柔軟性など、フラット組織の利点を最大限引き出すために、職員の育成と業務精度の向上を目的とする職の配置やマネジメント手法の確立を図る。

出先機関

市町の広域化や市町への権限移譲を踏まえた簡素で効率的な行政組織の構築、県が担うべき役割・機能の強化、専門性や利便性の高いサービス提供体制の整備を目指し、出先機関の見直しを行う。

「出先機関の見直しについて」(平成16年10月決定)(資料4)の具体化

- ・県行政センターの見直し(平成17年度実施済)
 - ・健康福祉センター、農林事務所、土木事務所等の見直し(平成17年度、19年度)
- 2つの政令指定都市誕生後の児童相談所の体制の検討
本庁組織の在り方の検討を踏まえた出先機関の見直し

試験研究機関

試験研究機能及び地域支援機能の充実と簡素で効率的な組織体制の整備を目指し、試験研究機関の見直しを行う。

「環境森林」、「保健衛生」、「工業」、「農業」、「畜産」及び「水産」の行政分野ごとの研究資源や経営管理機能の集約と地域の産業に対する支援機能の充実等を内容とする「試験研究機関見直しの基本的な方針」(平成17年12月公表)(資料5)に対する意見を広く伺いながら、更に検討を進める。

- ・新たな試験研究体制への移行(平成19年度)
(従来の体制)13試験場、15分場 (新体制)6研究所、8センター、3分場
- ・研究成果の客観的な評価体制の整備(平成19年度)

あわせて、「静岡県水産基本政策プログラム」(平成16年9月策定)に基づき、大型調査船は現在の2船体制から1船体制とする(平成22年3月、富士丸を廃止)。

県立大学

大学間の競争が厳しくなる中、民間的経営手法を導入した機動的で効率的な運営を行い、教育研究活動の一層の活性化と競争力を持った魅力的で特色ある大学づくりを実現していくため、平成19年4月を目途に公立大学法人化を図る。(資料6)

⑤ 県立病院

病院経営の健全性を確保しつつ医療ニーズに的確に対応していくため、県立3病院（県立総合病院、こころの医療センター及びこども病院）について、「県立3病院運営形態検討会」の意見を踏まえながら、地方独立行政法人化も視野に入れた運営体制の検討を行う。

地方公営企業法の全部適用により運営している静岡がんセンターについては、県立3病院の状況を踏まえ、全床開棟後の運営体制の検討を行う。

⑥ 企業局

良質な工業用水と安心・安全な水道水の安定供給や採算性を確保した地域整備事業の重点的、選択的な実施などを目標とする「静岡県企業局中期経営計画」（平成18年3月）（資料7）に基づき、経営管理機能を強化し、効率的な執行体制を整備する。

・本庁組織と出先機関の再編（平成18年度～22年度）

（現在の体制）本庁4室、出先5事務所 →（新体制）本庁2室、出先2事務所

⑦ 教育委員会事務局

総合的、効率的な行政運営という観点から、文化、スポーツ、生涯学習支援などの事務を担う体制について、国における検討の状況を踏まえながら研究する。

⑧ 教育事務所

地方分権の進展や市町村合併、2つの政令指定都市誕生に伴い、小規模な市町を中心とした地域支援機能への重点化を図るため、教育事務所の再編を行う。

・教育事務所が所掌している社会教育関係業務を本庁に移管（平成18年4月）

・中部及び西部教育事務所を統合し、現在の3事務所体制を2事務所体制に再編（平成19年4月、静岡県総合教育センター内に統合後の教育事務所を設置）

⑨ 警察署

市町村合併、生活圏の拡大、警察の取り扱う事象の量的・質的变化等に対応するため、「警察署再編整備計画」（平成17年11月決定）（資料8）に基づき、警察署の再編を行う。

・警察署の新設、統廃合・分庁舎化、管轄区域の見直し、名称の変更

(2) 職員数の適正な管理

行政の生産性の向上により、業務の質を向上させながら効率化を進め、その結果を職員数に的確に反映させる。(資料9)

一般行政部門

一般行政部門の職員数については、国が示す地方公共団体の定員モデルを、昭和59年度以来ほとんど毎年度下回り、スリムな体制を維持してきた。

平成10年には、定員管理計画を策定し、組織のフラット化や統廃合、事務の民間委託、市町村への権限移譲などを進め、平成17年4月までの8年間で787人を削減した。

今後もこれまでのスピードを緩めることなく改革を進め、行政の生産性を向上させることにより、平成22年4月までの5年間で、更に500人の削減を行う。

その他の部門

一般行政部門以外の病院、教育及び警察の各部門の職員数については、行政需要の動向を見極めながら、常に見直しを行い、適正な管理を行う。

職員数の試算値

この計画に掲げる内容を具体化した場合の職員数を試算すると以下のとおりとなる。

部 門	職員数			5年間の増減(増減率%)		
	12.4.1	17.4.1	22.4.1	12~17	17~22	
一 般 行 政	6,986	6,468	5,968	518 (7.4)	500 (7.7)	
病 院	1,268	1,974	129	+706(+55.7)	1,845(93.5)	
教 育	大 学	428	404	64	24 (5.6)	340(84.2)
	大学除く	26,754	25,721	25,059	1,033 (3.9)	662 (2.6)
警 察	5,973	6,618	6,820	+645(+10.8)	+202 (+3.1)	
計	41,409	41,185	38,040	224 (0.5)	3,145 (7.6)	

一般行政部門

- ・病院以外の公営企業会計部門(企業局等)を含む。
- ・企業局については、5年間で20人(平成17年4月の職員数146人の13.7%)を削減する。

病院部門

- ・県立病院が仮に地方独立行政法人に移行した場合について試算した。

教育部門

- ・大学については、県立大学の公立大学法人への移行を見込み、試算した。
- ・小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の教職員については、児童生徒数の動向を踏まえ、教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置を行う。
- ・教育委員会事務局については、一般行政部門の取組に準じ適正管理を行う。

警察部門

- ・警察法により定められる警察官の定数を確保することとし、平成17年度から19年度までに全国で1万人の増員計画に沿った増員について試算した。
- ・警察官以外の職員については、一般行政部門の取組に準じ適正管理を行う。

(参考) 職員数削減と人件費の縮減効果(一般行政部門)

年度	職員削減数			縮減効果額
	計画	実績		
		単年度	累計	
10	500人	116人	116人	1,077百万円
11		139人	255人	2,374百万円
12		116人	371人	3,451百万円
13		75人	446人	4,290百万円
14		63人	509人	4,813百万円
15	250人	20人	529人	4,744百万円
16		120人	649人	5,837百万円
17		138人	787人	7,297百万円
合計	750人	787人		33,887百万円

(3) 外郭団体等の改革

平成14年3月に「外郭団体改革計画」(資料10)を策定するなど、住民ニーズや社会経済環境の変化等を踏まえ、外郭団体の業務や組織について不断の見直しを行ってきた。

これまでの改革の成果を踏まえ、各団体の経営の自主・自立を確保しつつ、行政を代替・補完する質の高いサービスを提供するという役割について検証し、外郭団体等の改革に計画的に取り組む。その際、指定管理者制度や市町村合併の進展など、外郭団体等を取り巻く状況の変化に留意する。

(参考) 外郭団体見直しの主な実績(平成14年度以降)

年度	団体名	内容
14	(社)静岡県家畜畜産物衛生指導協会、(社)静岡県畜産会	(社)静岡県畜産協会として統合
	静岡県土地開発公社	事業規模縮小に応じた組織体制のスリム化
	静岡県道路公社	事業規模縮小に応じた職員数の減 不採算部門(スカイポート亀石給油所)の廃止
15	静岡県土地開発公社	静岡県地域整備センターとして統合し、役員の 共通化及び総務部門の集中化を実施
	静岡県道路公社	
	静岡県住宅供給公社	
16	静岡県住宅供給公社	新規住宅供給業務の廃止、課の統合、勸奨退職、 給与抑制措置等を実施し黒字に転換
	(財)静岡総合研究機構	自治研修所業務の受託
	(財)静岡県文化財団 (財)静岡県舞台芸術センター	平成18年度までに段階的に役員を共通化
	(社)静岡県農業振興公社	小笠ほ乳場を廃止(平成17年度から天城ほ乳 場へ統合)
	(社)静岡県茶文化振興協会	平成17年3月31日解散
17	(財)静岡県総合管理公社	富士山こどもの国部を廃止(平成16年度末)
	(財)静岡県総合管理公社	施設運営部、船舶部及び小笠山総合運動公園部 を廃止(平成17年度末)

対象団体

外郭団体及びその他の県出資法人（全国又は複数県を活動範囲とする団体を除く。）を対象とする。（資料 11）

外郭団体（33 団体）	・ 地方 3 公社 ・ 県出資 25%以上の公益法人 ・ 県が出資し、職員を派遣している県所管の公益法人 ・ 県職員を役員として派遣している公益法人
その他の県出資法人 （29 団体）	・ 県出資 25%未満の公益法人 ・ 県出資の商法法人

検証の方針

ア 外郭団体

4 つの方針に従い検証を行う。

a) 必要性の検証

団体の設立意義や民間等との役割分担などについて点検し、団体の必要性を検証する。

b) 経営の健全性の検証

団体の経営状況、実施事業や管理運営体制などについて点検し、経営の健全性を検証する。

c) 透明性の検証

団体の経営状況、活動内容等に関する情報公開の状況等について点検し、団体運営についての透明性を検証する。

d) 財政関与の検証

県からの補助金、委託料について点検し、財政関与の在り方を検証する。

イ その他の県出資法人

外郭団体に準じて検証を行う。

a) 必要性の検証

出資目的の達成状況など、県による出資の必要性等について検証する。

b) 透明性の検証

団体の経営状況、活動内容等に関する情報公開の状況等について点検し、団体運営についての透明性を検証する。

c) 財政関与の検証

県からの補助金、委託料について点検し、財政関与の在り方を検証する。

団体の主な取組内容

ア 外郭団体（資料 12）

a) 必要性の検証による改革

団体の統廃合

- ・ (社)静岡県畜産協会と(社)静岡県畜産物価格安定基金協会（統合）(平成 18

年度)

・(財)静岡県総合管理公社(事業の一部廃止)(平成19年4月の統廃合を検討)
団体の在り方の検討

- ・(財)静岡県産業ビル(民間と競合)(平成18年度中に検討)
- ・(財)静岡県生涯学習振興財団(県との役割分担)(平成18年度中に検討)

団体業務の再編

- ・(社)静岡県農業振興公社(他団体との役割分担の明確化)(平成18年度)

b) 経営の健全性の検証による改革

運営体制の効率化

- ・(財)静岡県文化財団と(財)静岡県舞台芸術センター(役員共通化)(平成18年度)
- ・(社)静岡県農業振興公社(関係団体との総務事務一元化)(平成18年度)

人員の見直し

県の事務事業の見直しと団体の経営努力により効率化を進め、その結果を外郭団体の役職員数に的確に反映する。

- ・外郭団体ごとに平成22年4月までの定員管理計画を策定(平成18年度)
- ・平成17年度常勤役職員数709人を平成22年4月までに25%削減

	現状		目標	増減目標 (増減率%)	
	16.4.1	17.4.1	22.4.1	16~22	17~22
常勤役職員数	789人	709人	530人	259人 (33%)	179人 (25%)

常勤役員退職手当の見直し

- ・常勤役員のうち県退職者に対する退職手当の廃止(平成18年度)

c) 透明性の検証による改革

公益法人会計基準に適合する会計書類の作成(公益法人を対象)(平成18年度から)

行政評価の視点を踏まえた定期的な点検評価の実施(平成18年度から)

イ その他の県出資法人の取組内容

a) 透明性の検証による改革

公益法人会計基準に適合する会計書類の作成(公益法人を対象)(平成18年度から)

行政評価の視点を踏まえた定期的な点検評価の実施(平成18年度から)

(4) 電子県庁の一層の推進

行政手続のオンライン化（資料 13）

ア 電子申請システムによる申請・届出等の行政手続のオンライン化

県が開発した「電子申請システム」により、本人確認が必要な手続のオンライン化を推進し、申請、届出等の対象手続を順次拡大する。

- ・インターネットを利用した電子申請システムの稼働（平成 17 年 4 月）
- ・委任を受けた行政書士等による代理申請機能の追加（平成 18 年 3 月受付開始）
- ・簡易申請機能、申請に伴う手数料等の電子収納機能の付加（平成 18、19 年度）

イ 県税の電子申告、電子納税、納税証明書の電子化等の推進

地方税ポータルシステム（eLTAX）により、インターネット経由で行う県税の電子申告や電子納税、納税証明書の電子化等を進める。

- ・法人県民税・法人事業税の電子申告（平成 17 年 8 月受付開始）
- ・自動車税・自動車取得税の電子申告・電子納税（平成 18 年 4 月受付開始）

ウ 電子収納の導入（平成 18 年 4 月接続開始）

電子収納（マルチペイメントネットワーク）を導入し、自動車保有関係手続等のワンストップサービスを提供する。

- ・自動車税・自動車取得税・車庫証明手数料等の電子収納

エ 公共事業に係る業務の電子化

公共事業支援統合情報システム（CALIS/EC）により、公共事業に係る情報を電子化し、情報の共有・有効活用を図り、業務の効率化、品質の向上、建設費の縮減に取り組む。

- ・電子入札の対象拡大

平成 17 年度	5 千万円以上の工事（委託業務は 1 千万円以上）
平成 18 年度	2 千万円以上の工事（委託業務は 500 万円以上）
平成 19 年度	250 万円以上の工事（委託業務は 100 万円以上）

- ・電子納品の対象拡大（平成 19 年度全面実施）

内部管理事務の効率化

全庁的なパソコンネットワークシステムを活用することにより、内部管理事務の生産性の向上を図る。

- ・総合文書管理システムの全庁稼働（平成 17 年度）
- ・新人事給与システム（平成 19 年度）新財務会計システム（平成 21 年度）の稼働
- ・パソコンネットワークシステムのグループウェアを活用した事務処理システムの拡充

コンピュータシステムの最適化

財務会計、人事・給与など基幹系業務システムについて、レガシー（旧式）システ

ムからの脱却を目指し、各業務に最適なシステムを構築する。

- ・大型コンピュータからクライアントサーバシステム への移行（平成 17 年度以降）
- ・オープン化 によるシステム開発・運営等トータルコストの削減（平成 17 年度以降）

ポータルシステム

利用者が最初に訪れる玄関（ポータル）となるシステム。

マルチペイメントネットワーク

納付者、収納機関、金融機関をオンラインで結び、決済に必要な情報を電子的に共有することで、支払方法の多様化や収納情報の伝達の迅速化を可能とするシステム。

グループウェア

グループ内の情報を共有し、業務の効率化を図るためのソフトウェア。

クライアントサーバシステム

分散型コンピュータシステムの一つ。プリンタなどの機器、ソフトウェア、データなどを集中管理するコンピュータ（サーバ）と、サーバが提供するソフトウェアやデータを利用するコンピュータ（クライアント）が接続されたコンピュータネットワークのこと。

オープン化

コンピュータシステムの設計やソフトウェアの作り方などを誰でも見られるようにすること。特定の製品販売会社の技術に縛られずに、公正な競争が行われることによるコスト削減などのメリットがある。

3．県民参加と民間能力の活用

(1) 県民参加による行政の推進

県民のこえの県政への積極的な反映

県民の意見・要望等に関する広聴の機能や県民意見提出手続などの充実を図り、県民のこえを県政に反映させる県民参加型の行政を目指す。

- ・ 知事広聴、県政さわやかタウンミーティングの実施
- ・ 県民意見提出手続に関する規程の条例化

県政に関する情報の公開と戦略的な広報

行政の透明性を高め、県民への説明責任を果たすとともに、県政に対する理解と満足度を高め、積極的な参加と協力を得るため、情報の公開と積極的な広報を推進する。

- ・ 政策形成過程における情報や県民の関心が高い情報の積極的な公表
- ・ 様々な広報媒体を適切に組み合わせた広報（メディアミックス）の実施

NPO等との協働の推進

公共的なサービスの提供主体となり得る意欲と能力を備えた住民団体、NPO、企業等の多様な主体と行政が協働して「新しい公共空間」を豊かなものにしていけるよう、環境整備と支援を行う。

協働を進めるための環境整備

- ・ 協働のあり方、ルールなどを取りまとめた手引き書の作成（平成17、18年度）
- ・ 協働事業の企画・実践に取り組む職員の研修

提案型協働事業の推進

- ・ NPO等からの企画提案の事業化

社会資本整備における協働の推進

- ・ 道路や河川の整備などの事業の計画段階から、工事、維持管理の各段階における県民、企業等の協働による取組の推進

環境保全、青少年健全育成等における協働

(2) 新たな制度の活用

これまで行政が提供してきた公共サービスについて、官民の役割の再設計を行い、民間事業者の創意工夫により効率的かつ地域のニーズに応えたサービスが提供されるよう、民間開放のための制度が創設されてきた。

このため、公共サービスの質の向上と効率化を図る観点から、新たな制度について、それぞれの特質を見極めながら積極的に活用する。（資料14）

P F I (民間資金を活用した社会資本整備 Private Finance Initiative)

民間の資金やノウハウを活用して公共施設等の設計、建設、維持管理、運営等を民間事業者に包括的に行わせることにより、効率的で良質な公共サービスを提供する仕組み。(平成 11 年 9 月施行)(資料 15)

指定管理者制度

地方公共団体の出資法人等に限られていた公の施設の管理について、民間事業者等を含む幅広い団体の中から、公の施設の設置目的を達成するために最も効果的で効率的な管理運営を行うことができる団体を指定して、当該施設の管理運営を行わせる仕組み。(平成 15 年 9 月施行)(資料 16)

市場化テスト

行政が提供していた公共サービスについて、官民が対等な立場で競争入札を実施し、価格と質の両面で、より優れた主体が落札し、当該サービスを提供する仕組み。平成 18 年 2 月、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律案(公共サービス改革法案)」が国会に提出された。(資料 17)

地方独立行政法人制度

公共上の見地から確実に実施される必要がある事務・事業で、地方公共団体が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が必ずしも確保されないものを、効率的、効果的に行う仕組み。(平成 16 年 4 月施行)(資料 18)

P F I

P F I 手法と従来の事業方式について、事業期間全体の財政負担額や期待されるサービス水準等を比較検証し、個々の事業ごとに総合的に評価した上で、制度を活用する。

- ・ 浜松大平台高等学校 P F I 事業(平成 18 年度開校)
- ・ 総合科学技術高等学校(仮称) P F I 事業(平成 20 年度開校)
- ・ 中部運転免許センター P F I 事業(平成 21 年 3 月完成)
- ・ 清水港折戸地区プレジャーボート係留施設 P F I 事業の検討 等

指定管理者制度

ア 指定管理者制度の積極的な導入

公の施設の適正かつ効率的な運営と県民サービスの質の向上を図る観点から制度を積極的に活用する。(資料 19)

管理委託制度から指定管理者制度への移行

平成 17 年度	5 施設	水産試験場浜名湖分場体験学習施設(ウオット)、富士山こどもの国、県立水泳場、富士水泳場、武道館
平成 18 年度	27 施設	コンベンションアーツセンター、舞台芸術公園、森林公園森の家施設、森林公園施設、県民の森施設、総合社会福祉会館、総合健康センター、浜松内陸コンテナ基地、産業経済会館、労政会館(3 施設)、家畜共同育成場、漁港施設の一部(6 施設)、清水港旅客施設、清水港港湾管理施設、清水港湾交流センター、草薙総合運動場、吉田公園、遠州灘海浜公園、愛鷹広域公園、小笠山総合運動公園

県直営から指定管理者制度への移行

平成 16 年度	2 施設	東部地域交流プラザ、西部地域交流プラザ
平成 18 年度	4 施設	伊豆医療福祉センター、婦人保護施設清流荘、清水港臨港交通施設（日の出駐車場）、清水港港湾環境整備施設（日の出緑地及び遊歩道）
平成 19 年度	2 施設	男女共同参画センター、朝霧野外活動センター
その他	2 施設	富士山麓山の村（最短で平成 19 年度） 富士見学園（平成 20 年度目途）

イ 県直営施設の在り方の検討

指定管理者制度の創設を契機に、現在直営で管理している公の施設についても、施設の必要性について検証を行った上で、管理方針を決定する。（資料 20、資料 21）

廃止する施設

平成 19 年度末	春野山の村
-----------	-------

管理方針を検討する施設

平成 18 年度中に検討	県立美術館、マルチメディア情報センター
平成 19 年度中に検討	浜名湖ガーデンパーク
平成 20 年度中に検討	漁業高等学園
平成 21 年度中に検討	三ヶ日青年の家、焼津青少年の家、観音山少年自然の家

ウ 指定管理者による管理の状況に関する評価等

指定管理者による管理に移行した施設の適正管理を確保するため、事業報告、実地調査や指示など、設置者としての権限を適切に行使するとともに、外部評価委員会の設置、利用者満足度調査の実施、意見交換会の開催など、それぞれの施設の管理運営の状況に合わせた評価を実施する。

（例）県営都市公園外部評価制度（資料 22）

市場化テスト

従来は、法令等により民間能力の活用に制約のあった業務について、制度導入の可能性を検討する。

（国の規制改革・民間開放推進会議が示している民間開放の主な対象分野）

- ・ 給付、徴収業務
- ・ 公的施設等の整備・管理・運営（職業能力開発校の管理運営等）
- ・ 統計調査、製造等（統計業務等）
- ・ 検査・登録、資格試験等（計量検定業務等）

地方独立行政法人制度

自立的かつ弾力的な業務運営を行うとともに、適切な事後評価と見直しによる業務の効率性やサービス水準の向上を図るため、制度の活用を検討する。

- ・ 県立大学の公立大学法人化（平成 19 年 4 月目途）
- ・ 県立病院の地方独立行政法人化も視野に入れた運営体制の検討

(3) 事務の集中化と民間委託の拡大

民間委託の拡大

従来から他県に先駆けて積極的に民間委託を推進し、その結果として、職員数や人件費の縮減に大きく寄与してきた。道路維持補修や公用車運転など、広範な業務について民間委託を実施しているが、これらによる職員数の削減は、主な事例だけでも229人に達する。(資料23)

以上のことを踏まえ、業務の効率と行政サービスの質の更なる向上を図るため、定型的業務や専門性の確保が求められる業務等について民間委託を一層推進する。

- ・総務事務センターの福利厚生事務(新規)(平成19年度)
- ・公用車運転(委託拡大)(平成18年度)
- ・大学附属図書館司書事務(委託拡大)(平成18年度)
- ・病院における看護補助業務(委託拡大)(平成18年度)
- ・学校用務員事務(委託拡大)(平成19年度) 等

(参考) 民間委託の実績

委託の範囲	主な事務事業
全部委託	庁舎清掃、庁舎管理、職員研修、情報処理・庁内情報システム維持、学校・病院・社会福祉施設等給食、道路維持補修、職員住宅維持補修・設計業務
一部委託	庁舎警備、庁舎案内・受付、税務事務、公用車運転、総務関係事務、ホームページ作成・運営、調査・集計、県立大学附属図書館司書事務、医療事務、病棟事務、動物保護事務、計量検定事務、農業普及事務、種苗生産、道路パトロール、登記事務、用地取得事務、工事施行管理、監査事務、学校用務員事務

総務事務センターの対象範囲の拡大

平成14年度、全国に先駆けて設置した本庁の「総務事務センター」(資料24)で集中処理している事務について、対象とする組織の範囲を広げ、民間委託を推進する。

- ・出先機関における旅費や給与の支給などの総務事務(平成18年度、19年度)
- ・教育委員会事務局及び県立高校等における旅費や給与の支給などの総務事務(平成20年度までに検討)

(参考) 総務事務の集中化と民間委託による職員数削減の実績

(人)

	集中化による効果		民間委託による効果		計
本庁	部局単位での集中化	25	総務事務センターの設置	16	41
出先	総合庁舎単位での集中化	14	大規模総合庁舎で民間委託	5	19
計		39		21	60

4. 県民サービスの向上

(1) 県民本位で質の高いサービスの提供

平成 13 年 3 月に「県民サービス向上プラン」(資料 25)を策定し、県有施設や行政手続、行政情報の提供など 1,716 件のサービス向上策を着実に実施した。今後も情報技術の進歩や行政サービスの民間開放などの環境変化に対応した業務の見直しを積極的に行う。

また、「ひとり 1 改革運動」などを通し、新公共経営(NPM)の特徴の一つである「県民を公共サービスのお客様として大切にすること」を職員一人ひとりと組織全体の体質とすることで、県民本位で質の高いサービスを提供する。

(2) 窓口サービスの利便性の向上

県民の多様なニーズに対応し、窓口の拡大や利用時間の延長、手続の簡便化などにより、窓口サービスの利便性を向上させる。

- ・自動車税のコンビニ納付(平成 17 年 5 月)
- ・自動車保有関係手続(自動車諸税の申告・納付、車庫証明の申請・手数料の納付等)のワンストップサービス(平成 18 年 4 月)
- ・旅券の日曜日交付(平成 18 年 7 月)
- ・納付可能な県外金融機関(都市銀行)の拡大(平成 18 年度)

(3) 行政手続の簡素化

情報技術を活用した手続のオンライン化や業務の効率化による処理期間の短縮等を進め、申請等の負担軽減を図る。

電子申請の利便性向上

- ・委任を受けた行政書士等による代理申請機能の追加(平成 18 年 3 月受付開始)
- ・電子収納機能(マルチペイメントネットワークシステム)の追加
- ・添付書類の省略、簡素化

公共事業電子入札の対象拡大(平成 19 年度全面実施)

許認可等の標準処理期間の見直し

(4) 県有施設におけるサービスの充実

民間能力の活用によるサービス内容の充実やユニバーサルデザインの考え方に基づく利用しやすい施設づくりなど、利用者満足度の高い施設の管理運営を進める。

指定管理者による公の施設のサービス向上

- ・多彩なイベントや自主事業などの新たなサービスの提供、開館時間の延長等

公立大学法人化による県立大学のサービス向上

- ・自律的で弾力的な活動を通じた教育研究の充実や研究成果の地域への還元
- 県立病院の医療サービスの充実

- ・自律性、柔軟性を高めることにより、患者、家族の多様なニーズへの迅速な対応
- ・地域の医療機関との医療情報の電子交換を通じた地域医療・へき地医療に対する支援機能と患者サービスの強化
- ・県立大学等との共同研究による医療の向上

利用者の視点に立った施設づくり

- ・インターネットで県有施設を予約できるシステム「とれるNet」(対象 11 施設)の機能の改善
- ・来庁者にわかりやすい庁舎内案内表示の設置等

(参考) 県民サービス向上プランによる取組の実績

取組の視点	項目	取組件数	
県有施設におけるサービスの向上	利用申込みにおけるサービスの向上	5	55
	利用時間の拡大	6	
	わかりやすい庁舎案内	24	
	新たなサービスの提供	20	
行政手続におけるサービスの向上	受付時間の拡大	2	1,643
	手続の簡素化、迅速化	460	
	提出方法、提出先の改善	266	
	インターネットを使ったサービスの提供	913	
行政情報の提供によるサービスの向上	インターネットを使った情報提供	19	25
	わかりやすい印刷物の提供	6	
計			1,723

(参考) 許認可等の標準処理期間の見直し

	10年度	17年度	
標準処理期間の平均	28.0日	22.5日	本庁組織のフラット化後、平均5.5日短縮

5. 市町村合併の推進と広域連合の設置

(1) 市町村合併の推進

合併新法に基づき、さらなる市町村合併を推進し、県内の市や町の自治能力の向上と行財政基盤の強化を図る。

- ・市町村合併推進審議会の設置（平成 17 年度）
- ・市町村合併推進構想の策定（平成 18 年 3 月）（資料 26）
- ・新たな市町村合併支援プランの策定（平成 18 年 3 月）（資料 27）
- ・市町村合併推進構想の P R のための説明会や講演会等の実施
- ・合併協議会事務局等への県職員の派遣
- ・市町村合併のための特別交付金の交付

（参考）県内市町村合併の状況（資料 28）

	政令市	中核市	特例市	一般市	町	村	合計
平成 15 年 3 月 31 日現在	0	2	3	16	49	4	74
平成 18 年 4 月 1 日見込	1	1	2	19	19	0	42

(2) 市町への権限移譲の推進

事務処理の特例に関する条例及び法令任意事務の移譲による静岡県独自の権限移譲を推進する。

- ・第 3 次権限移譲推進計画（平成 16～18 年度）の推進
- ・第 4 次権限移譲推進計画の策定（平成 18 年度）及び推進
- ・市町の要請に基づく権限移譲の推進
- ・権限移譲に伴う県職員の派遣、市町職員の受入
- ・権限移譲事務交付金の交付

（参考）権限移譲の状況

		法令数	事務数
第 1 次推進計画（平成 10～12 年度）	実績	37	156
第 2 次推進計画（平成 13～15 年度）	実績	60	470
第 3 次推進計画（平成 16～18 年度）	計画	88	1,118
	（実績）	（98）	（874）

（注）第 3 次の実績は、平成 17 年度までのもの。

(3) 新型政令指定都市実現に向けた取組

政令指定都市への法定による事務事業の移譲に加え、できる限り静岡県独自の移譲を進め、新型政令指定都市の実現を目指す。

さらに、政令指定都市移行後も、法令等の改正が必要な事務については国に積極的に働きかけ、一層の権限移譲を推進する。

- ・浜松市の政令指定都市移行（平成 19 年 4 月目標）の支援
- ・政令指定都市への更なる権限移譲の推進

(4) 市町、県を通じた行政執行体制の整備

広域連合の設置に向けた検討

政令指定都市以外の地域においても県と市町が連携して、高次な行政サービスを効率的・効果的に提供するため、広域連合の設置に向けた検討を行う。

- ・広域連合構想具体化の検討

地方税一元化構想の推進

納税者の利便性の向上と賦課徴収事務の効率化を目指し、県、市町がそれぞれ行っている課税から徴収までの共通する事務を一元的な組織で取り扱う「地方税一元化構想」の具体化に取り組む。(資料29)

- ・県、市町の連絡会議の設置等による推進体制の整備(平成18年度)
- ・電算システムの構築(平成19年度以降)
- ・地方税機構(仮称)の設置(滞納整理関係)(平成20年度)
- ・地方税機構(仮称)の業務に他の賦課徴収事務を追加(平成20年代初頭)

電算システムの共同利用

県内市町の行政手続オンラインシステム等の開発経費や運用面の効率化を図るため、県と市町等による共同開発、共同利用、共同アウトソーシングを推進する。

- ・公共事業電子入札システムの共同利用(共同利用する市町の拡大)とシステム運用の民間委託
- ・静岡県電子申請共同運営協議会の設立(平成17年10月)
- ・市町共同利用による電子申請システムの稼働(平成19年1月)

市町の行政改革の取組支援

県内市町の行政改革を推進するため、「集中改革プラン」の取組を支援し、目標の着実な達成を図る。

- ・集中改革プランの推進、達成のための市町への支援
- ・県内市町の行政改革の取組状況の公表

市町との職員人事交流

市町からの要請を踏まえた技術職員等の県からの派遣や県・市町の職員人事交流制度の活用を行う。

(参考) 県・市町村の職員人事交流の実績 (人)

年度	12	13	14	15	16	17
県 市町村 (53年度から延べ1,057)	32	31	32	33	38	31
市町村 県 (53年度から延べ1,461)	47	44	41	48	76	62

(参考) 市町村への職員派遣の実績 (人)

年度	12	13	14	15	16	17
技術職員の派遣(7年度から延べ145)	11	13	14	14	14	46
合併協議会事務局への派遣(延べ14)				7	5	2

6. 人材の育成と人事給与制度改革

(1) 分権時代の行政を担う人材の育成

人材育成基本方針（平成13年4月策定）（資料30）に基づき、「本県が目指す新たな行政運営を担う多彩な人材の育成」に向けて、職員の意欲・能力を活かす人材育成を進める。

静岡県キャリア・デベロップメント・プログラムの推進

研修と人事を連携させて専門性の高い職員を育成する新たな人材開発プログラム「静岡県キャリア・デベロップメント・プログラム（CDP）」（資料31）を着実に推進する。（平成17年度から稼働）

ア 職員の意識改革

主体的に目標を持って能力開発に取り組むよう職員一人ひとりの意識改革を図り、将来のキャリア計画を自ら作成させるため、「キャリア開発研修」を実施する。（平成17年度から）

研修対象	目標
概ね30歳から40歳までの 中堅職員	・平成21年度までに約3,000人全員に実施 （平成17年度実績 582人）

イ 人事異動への反映

職員の将来のキャリア意向と能力、適性を十分に把握し、それを最大限反映した人事異動を実施（平成18年度から）

公募制度を活用し、意欲ある人材を積極的に登用（資料32）

- ・派遣研修の公募（平成5年度から）
- ・特定職場の職の公募（平成7年度から）
- ・技術職員の職種変更（FA）と事務分野への交流の公募（平成9年度から）
- ・室長職の公募（平成11年度から）
- ・専門分野のコース別公募（平成17年度から）

CDPに基づく新たな人事管理を実施（(2)参照）

職員研修の充実

職員の能力開発を支援する研修制度を充実する。

ア 研修制度の充実・強化

自治研修所研修について、新公共経営、CDPなどの新たな行政運営に対応した研修を実施

- ・（財）静岡総合研究機構に委託し、行政研究の実績と研究ネットワークを活用して研修を高度化、専門化（平成16年度から）

職場研修について、専門分野を所管する各部局がCDPに対応した職場研修体系を整備し、専門性を高める研修を充実（平成18年度から）

- ・税務、情報処理、財務会計、土木、農業、建築分野など

イ 派遣研修の活用

幅広い視野、高度な専門知識・技術、有用な人的ネットワークなどを有する人材を育成するため、民間企業への研修派遣や国・市町との人事交流を積極的に進める。

(2) 人事給与制度改革

能力・実績を重視した人事給与制度への改革を推進する。

人事管理システムの改革

ア 複線型の人事管理

各専門分野において職員を中長期的な視点で育成し、スペシャリストとして登用していく複線型の人事管理を実施する。(平成18年度から)

イ 多様な人材の確保

民間職務経験者の採用や任期付の任用を活用し、多様で専門化する行政課題に対応する。

- ・民間職務経験者採用 平成10～17年度 延べ46人採用
- ・任期付任用職員 平成13～17年度 延べ14人採用(研究、防災分野に任用)

ウ 人事評価制度の充実

職員個々の能力・実績が、処遇、人材育成等に適切に反映される公正で透明性、納得性の高い新たな人事評価制度を整備する。(平成18年4月以降)

- ・特定幹部職員を対象とする勤務成績評価制度(平成11年度から)

職員給与等の適正化

これまで、高齢層職員の昇給停止制度(55歳昇給停止)の導入、退職手当の最高支給率の引下げ及び特定幹部職員を対象とした勤務成績評価の勤勉手当への反映などに取り組んできたが、以下のように更に改革を進める。

ア 給与水準の適正化

人事委員会勧告を尊重しつつ給与改定を実施する。

- ・退職時の特別昇給の廃止(平成17年4月1日)
- ・年功的要素を抑制し、職務・職責を基本に勤務実績を的確に反映した給与構造への転換(平成18年4月以降)

イ 特殊勤務手当の見直し

国や他の都道府県の状況、社会経済情勢の変化を注視しつつ特殊勤務手当の見直しに取り組む。

手当の統合(平成17年4月1日)

- ・動物管理等作業手当、職業訓練等手当、家畜交配作業手当(6手当を3手当に統合)

手当の廃止（平成 18 年 4 月 1 日）

- ・連絡・あっせん業務手当、高圧電気作業手当、溶接作業手当、と殺解体作業手当、牛ふん尿散布作業手当、わさび栽培作業手当、入渠手当、冷凍室内作業手当、鱒増殖作業手当（9 手当）

月額支給から日額支給に変更（平成 18 年 4 月 1 日）

- ・税務手当、社会福祉業務手当、漁業調査業務手当（3 手当）

ウ 農林漁業普及指導手当の見直し

農業改良助長法等の改正に伴う農林漁業普及指導手当の見直しに取り組む。

- ・支給率の統一（給料月額 100 分の 12、100 分の 8 の 2 区分から 100 分の 8 へ）（平成 17 年 4 月 1 日）
- ・支給率について、普及指導員の業務の実態や他の都道府県の動向などを基に検討、見直し（平成 19 年度）

エ 国の改正に準じた退職手当制度の見直し

- ・支給率及び手当算定方式の変更（平成 18 年 4 月 1 日）

オ 職責や業績を的確に反映した給与制度の運用

- ・新たな人事評価制度の結果を職員全体の昇給、勤勉手当に反映

カ 旅費制度の見直し

- ・日当の廃止、交通費の定額支給から実費支給への変更（平成 17 年 4 月 1 日）

キ 福利厚生制度の見直し

社会経済情勢の変化や他の都道府県の状況等に対応し、福利厚生事業の見直しに取り組む。

- ・雇用者の責務を明確にし、実施主体等を変更（平成 18 年 4 月 1 日）
- ・協働により福利厚生事業を実施する職員互助会に対する補助等を見直し（平成 18 年 4 月 1 日）

ク 県民にわかりやすい人事行政運営等の状況の公表

- ・職員の任用、給与、勤務時間、服務、福利厚生事業等の人事行政運営等の状況を、県公報及び県のホームページで毎年公表（平成 17 年度から）
- ・職員数の状況、初任給の状況、平均給料月額等を、県民だよりで毎年公表

7. 健全財政の枠組みの堅持

(1) 取組方針

平成 18 年 2 月に作成した「財政の中期見通し」(資料 33)で試算された平成 19 年度以降の財源不足額を段階的に解消し、持続可能な財政運営を確保するためには、徹底した行財政改革が不可欠であり、歳出のスリム化、歳入の確保を図り、健全財政の枠組みを堅持していく。

新公共経営(NPM)による予算編成

限られた財源を有効活用するため、新公共経営(NPM)手法に基づき業務棚卸表を活用した行政評価を徹底し、評価結果や改善措置を踏まえた事業の見直し・重点化を行い、翌年度予算に反映する。

財政の中期見通し、財政健全化指標の見直し

経済状況の変化や地方税財政制度の改正を踏まえ、県財政の中期見通しを毎年度改訂するとともに、平成 12 年度以降、財政の健全性を図る指標として設定している財政健全化 3 指標についても見直しを行う。

財政健全化の 3 指標

本県財政の健全性を図る指標として、当該年度の一般財源の弾力性を示す「経常収支比率」、県債償還費の負担割合を表す「起債制限比率」、県の負債である「県債残高」について目標数値を設定。

- ・ 経常収支比率を 90%以下へ
- ・ 起債制限比率を 15%台に抑制
- ・ 県債残高 2 兆円程度を上限

生産性の向上

行政評価を活用した事務事業の見直しを進め、新たな価値の創造を図り、あらゆる分野で生産性を向上する。

(2) 歳出のスリム化

義務的経費の抑制

ア 人件費

行政組織の一層の効率化、職員給与等の適正化により人件費を抑制する。

- ・ 職員数の適正な管理に基づく職員数の削減
- ・ 給与水準の適正化、諸手当の見直し

イ 公債費

健全化目標のもと、計画的な県債発行管理を行うとともに、地方債発行コストの低減や積立額の平準化により公債費を抑制する。

健全化目標を踏まえた公債費の抑制

- ・健全化目標「県債残高2兆円程度を上限」、「起債制限比率を15%台に抑制」を踏まえ、毎年度の返済能力を考慮した県債の発行と公債費の水準設定

資金調達コストの低減

- ・IR活動（投資家向け広報）の積極的な実施による、より安いコストでの安定的な資金の調達（平成14年度、知事による全国初のIRを実施）

公債費積立額の平準化

- ・満期一括償還方式による県債の将来の償還に備えた元金積立額の平準化（平成18年度）

投資的経費の見直し

- ・より少ない投資で成果を上げる事業手法の検討
- ・事業の優先化や重点化の徹底
- ・県の財政状況や経済情勢を踏まえた機動的かつ弾力的な投資水準の設定
- ・「静岡県公共工事コスト縮減対策新行動計画」（平成16年6月改定）に基づいた更なるコストの縮減

その他の経費の見直し

ア 市町、民間等との役割分担を踏まえた事業見直し

地方分権の進展、社会経済情勢の変化に即して、県・市町・民間の役割分担を踏まえた事業の見直しを行う。

補助金等の見直し

- ・長期継続補助金、高率補助金、付増補助金の見直し
- ・市町村補助金・市町村負担金の見直し
- ・低利融資、貸付金、利子補給等の見直し
- ・外郭団体等への財政的関与の在り方を見直し

イ 内部管理経費等の徹底した見直し

ひとり1改革運動の実践や事務処理システムの改革、全庁的なパソコンネットワークシステムの活用等による経費の節減など内部管理経費等の徹底した見直しを行う。

電子県庁の推進

- ・大型コンピュータシステムからクライアントサーバシステムへの移行によるコスト縮減
- ・新人事給与システム(平成19年度)、新財務会計システム(平成21年度)の稼働仕様等を見直し
- ・民間のコスト水準や契約実績等を踏まえた仕様、単価等を見直し
- ・委託料の見直し（費用対効果・必要性の検証、競争性・透明性・公平性の確保）

- ・「土木施設長寿命化行動方針」(平成15年度策定)に基づく施設の中長期管理計画の策定等による施設維持管理経費の縮減

民間能力の活用

- ・民間能力を積極的に活用する中で、行政コストを縮減(PFI、指定管理者制度の活用等)

事務の集中化

- ・給与、旅費事務の集中一元化(総務事務センター)の対象範囲の拡大(平成18年度、19年度)
- ・平成13年度から実施している総合庁舎公用車の一元管理に加え、軽自動車の導入を促進(平成18年度)

その他

- ・既存施設、設備の活用・共有化(学校施設の有効活用ほか)

(3) 歳入の確保

県税の安定的確保

中長期的に安定した財政運営を行っていくためには、県税収入の安定的確保が必要であり、将来の税収増につながるよう収入率の向上や納税環境の整備を図る。

納税環境の整備

納税しやすい環境を整備することにより、収入率の向上を図る。

- ・自動車税のコンビニ納付(平成17年5月)
- ・法人県民税・法人事業税の電子申告(平成17年8月受付開始)
- ・自動車税・自動車取得税・車庫証明手数料等の電子収納(マルチペイメントネットワーク)(平成18年4月接続開始)

県税収入率の向上

- ・地方税一元化構想の推進(納税者の利便性の向上と賦課徴収事務の効率化)
- ・インターネットを活用した差押え物件の公売の検討

産業振興策の強化

国内外の企業誘致の促進、新産業創出に向けた取組強化、観光交流施策の推進などにより、産業の活性化と交流人口の拡大を図る。

県債の計画的な管理

健全化目標のもと、将来の公債費負担や返済能力を考慮した計画的な県債の発行を行う。

健全化目標を踏まえた県債発行

- ・健全化目標「県債残高2兆円程度を上限」「起債制限比率を15%台に抑制」を踏まえた適正規模の県債発行

市場のニーズに応じた県債発行

- ・ 5年債、20年債の発行など県債発行年限の多様化（平成17年度）

新たな県債の活用検討

- ・ 毎年度の資金収支を考慮したうえで、平成18年度の制度改正により新たに発行が可能となった退職手当債や行政改革推進債の活用を検討

その他収入の積極的確保

新たな資金調達手法の検討

- ・ 県が所有する債権等の有効活用や企業広告収入等の積極的な確保

未利用財産の売却等

- ・ 利用予定がない土地、建物、物品等の売却
- ・ 定期借地権方式や土地信託等の活用

受益者負担の適正化（使用料・手数料の点検）

- ・ 受益者負担の適正化の観点から、使用料・手数料を見直し

会計間の負担の明確化

- ・ 一般会計と企業会計における会計間相互の負担の明確化

基金の有効活用

- ・ 設置目的を踏まえた事業への直接充当
- ・ 効率的な運用による運用益の確保

（4）財政状況等の公表

県のホームページ等を通じて、より分かりやすい方法で財政状況や予算編成状況を積極的に公表する。

- ・ 知事自らが行うIR（投資家向け広報）（平成14年度から）
- ・ 財政の中期見通しを毎年度改訂し公表（平成12年度当初予算から）
- ・ 予算編成過程の公表（平成14年度当初予算から）
- ・ 業務棚卸表単位での施策評価シートの公表（平成15年度当初予算から）
- ・ 公営企業会計と県出資法人を含めた連結バランスシートの公表（平成13年度決算から）